

## 法科大学院制度について

### I. 司法制度改革と法科大学院制度

#### 1. 法曹養成制度の基本理念

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、司法制度改革審議会（平成11年7月に内閣の下に設置）が平成13年6月にとりまとめた意見書（以下「審議会意見書」という。）を踏まえ、法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として、その導入について平成14年3月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成13年12月に司法制度改革推進本部を設置）。（資料1）

※ 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄）

#### 第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

#### 2. 制度の概要

審議会意見書の提言を受けた中央教育審議会の議論を踏まえ、法科大学院の制度設計について専門職大学院設置基準などで以下のとおり定められた。（資料2）

- (1) 修業年限：3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は2年）。
- (2) 修了要件：93単位以上（法学既修者は30単位まで履修したものとみなすことが可能）。
- (3) 教員組織：必要専任教員中の2割以上は実務家教員。

(4) 教育内容：授業人数は少人数，授業方法は双方向・多方向授業が基本。理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。

※ 法科大学院の授業科目

- ・ 法律基本科目群 (公法系、民事系、刑事系)
- ・ 実務基礎科目群 (法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
- ・ 基礎法学・隣接科目群 (基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
- ・ 展開・先端科目群 (独占禁止法、地方自治法、立法政策など)

### 3. 法科大学院の設置と教育の質の保証の仕組み

(1) 法科大学院の設置については，審議会意見書で，「基準を満たしたものを認可することとし，広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ，関係者の自発的創意に基づき，基準を満たしたものを設置認可した。(資料3)

また，設置認可後も，開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や，設置認可時の留意事項への対応状況について，大学設置・学校法人審議会が調査を実施している(設置計画履行状況等調査)。

※ 開設状況(平成21年度現在)：74校(内訳：国立23校，公立2校，私立49校)

(2) 大学の質保証システムは，平成16年度からは，従来の最低基準を定める「設置基準」及び最低基準の担保のための「設置認可審査」による事前規制型から，事前規制と設置後の確認のための「認証評価」による事後確認の併用型に転換することとなった。

特に，法科大学院については，大学全体を評価する7年ごとの機関別評価とは別に，5年ごとに文部科学大臣が認証した評価機関による法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を受けることとされた(認証評価)。(資料4)

また，法科大学院の認証評価については，審議会意見書の提言を踏まえ，

- ① 評価結果について，文部科学大臣から法務大臣に通知すること
- ② 適格認定を受けられなかった法科大学院に対し，文部科学大臣から報告または資料の提出を求めること

など，厳格に運用することとされた(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律)。(資料5)

- (3) 認可されたすべての法科大学院の教育水準の確保のため、現職の裁判官や検事の派遣制度を創設する（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律）とともに、弁護士会からの教員の派遣協力が行われることとなった。（資料6）

## II. 文部科学省が進めている法科大学院教育の改善

文部科学省では、平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）（資料7）の提言に基づき、法科大学院教育の質の向上を目指し、以下の取組を進めている。

### 1. 法科大学院教育の入口と出口の質の確保

- (1) 入学者選抜の合否判定の要素である適性試験（資料8）について、試験の趣旨を損なうような点数の著しく低い者が入学することがないように、適性試験実施機関に、入学に最低限必要な基準点の設定を促している。

また、多様な人材を法曹に受け入れるという新しい法曹養成制度の理念を踏まえ、各法科大学院において法学部以外の学部出身者や社会人などを入学させることとするなど、各法科大学院に対し、法学未修者の確保を求めている。

- (2) 法科大学院での学修がいずれかの科目群に偏ることのないよう、展開・先端科目などの法律基本科目（憲法・民法・刑法など）以外の科目群の単位数を維持する一方で、法律基本科目の学修の強化を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする（この場合、増加した法律基本科目の単位数の分、修了に必要な単位数の総数が増加）。これについて、平成21年度中に専門職大学院設置基準の関係規定を改正する。（資料9）

併せて、法科大学院特別委員会において、法科大学院修了者の共通的な到達目標の設定に向けて審議中。

(3) 厳格な成績評価・進級判定・修了認定の徹底により、修了者の質の確保を図る。

※ 新司法試験合格状況（資料10）

○ 新司法試験の合格率の推移

平成18年：48.3%，平成19年：40.2%，平成20年：33.0%，平成21年：27.6%

○ 平成18年度修了者の合格率（3回の新司法試験を終了）

48.1%（平成21年現在。うち合格率が7割超は7校）

※ 国家公務員採用I種試験（行政、法律、経済区分）採用者数における法科大学院出身者数（人事院調べ）（資料11）

平成18年度：3人，平成19年度：10人，平成20年度：17人

※ 新規弁護士の組織内弁護士就職状況（日本弁護士連合会調べ）（資料11）

新60期：19人，新61期：55人

## 2. 法科大学院の適正な規模の確保

(1) 各法科大学院における組織見直しの促進方策について、法科大学院特別委員会で審議中。

(2) 文部科学省として、各法科大学院に対し、特別委員会報告の提言に基づき、入学定員の見直しなどの組織見直しを促している。

※ 平成22年度入学定員は、5,765人から4,904人に削減される見通し（▲861人，▲14.9%）。平成23年度以降も各法科大学院でさらなる入学定員の削減を検討中。（資料12）

## 3. 法科大学院の質の保証システムの強化

(1) I. で述べたとおり、設置認可後の法科大学院の質保証制度については、法令に定められたものとして、以下の制度がある。

① 開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、大学設置・学校法人審議会が調査を実施する「設置計画履行状況等調査」（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則）

② 文部科学大臣が認証した評価機関が5年ごとに法科大学院の教育研究活動の状況について評価する「認証評価」（学校教育法）

また、法令に定められた以外の質保証制度として、以下の制度がある。

③ 法科大学院特別委員会が、特別委員会報告に基づいた各法科大学院の改善状況について調査を実施する「改善状況調査」

今後、改善状況調査（書面・ヒアリング・実地調査）の継続により、各法科大学院の改善に関する取組を促進する。（資料13）

※ 改善状況調査の結果（平成22年1月）：

改善の努力の継続が必要…12校、大幅な改善が必要…14校

(2) 認証評価について、法科大学院が法曹養成の中核的機関としての役割を十分に果たしているかを評価するため、認証評価の細目について定める省令を平成21年度中に改正し、新司法試験の合格状況や企業や官公庁など、法曹（裁判官、検察官、弁護士）以外の進路を含む、法科大学院修了者の進路に関する事項などを評価項目に新たに追加し、適格認定に当たっては総合的に評価を実施することなど、法科大学院に係る認証評価の評価基準・方法の改善を図る。（資料9）